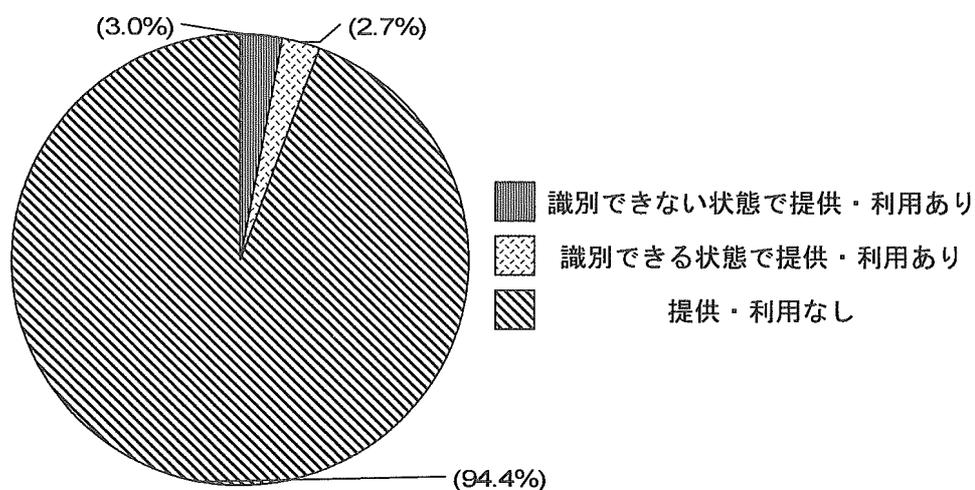


表 7.9.5 診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用

有効回答	識別できない状態で 提供・利用あり	識別できる状態で 提供・利用あり	提供・利用なし
1316	39	35	1242
	(3.0%)	(2.7%)	(94.4%)

図 7.9.6 診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用



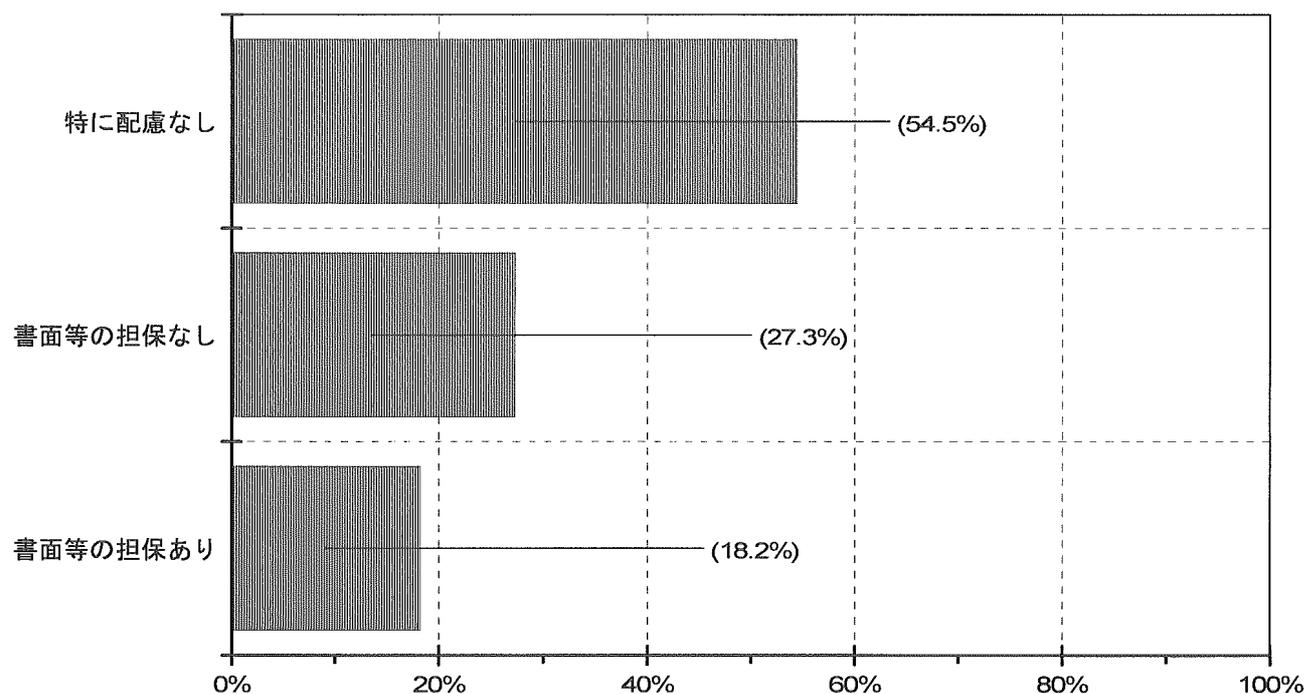
(6)個人が識別できる状態で情報を提供・利用した場合の条件（問い 9-2(2)）

個人が識別できる状態で情報を提供するにあたり、一定の制約・条件を課したうえで、書面等で担保を取っているとした保険者は 18%にとどまり、一定の制約・条件は課すものの、書面での担保を取っていない保険者が 27%であった。さらに個人が識別できる状態で情報を提供・利用した場合に、その利用方法等に特段の考慮をしていないとした保険者が 55%であった。

表 7.9.6 個人が識別できる状態で情報を提供・利用した場合の条件

有効回答	書面等の担保あり	書面等の担保なし	特に配慮なし
33	6	9	18
	(18.2%)	(27.3%)	(54.5%)

図 7.9.7 個人が識別できる状態で情報を提供・利用した場合の条件



(7) 診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用する際の患者または患者の家族の同意

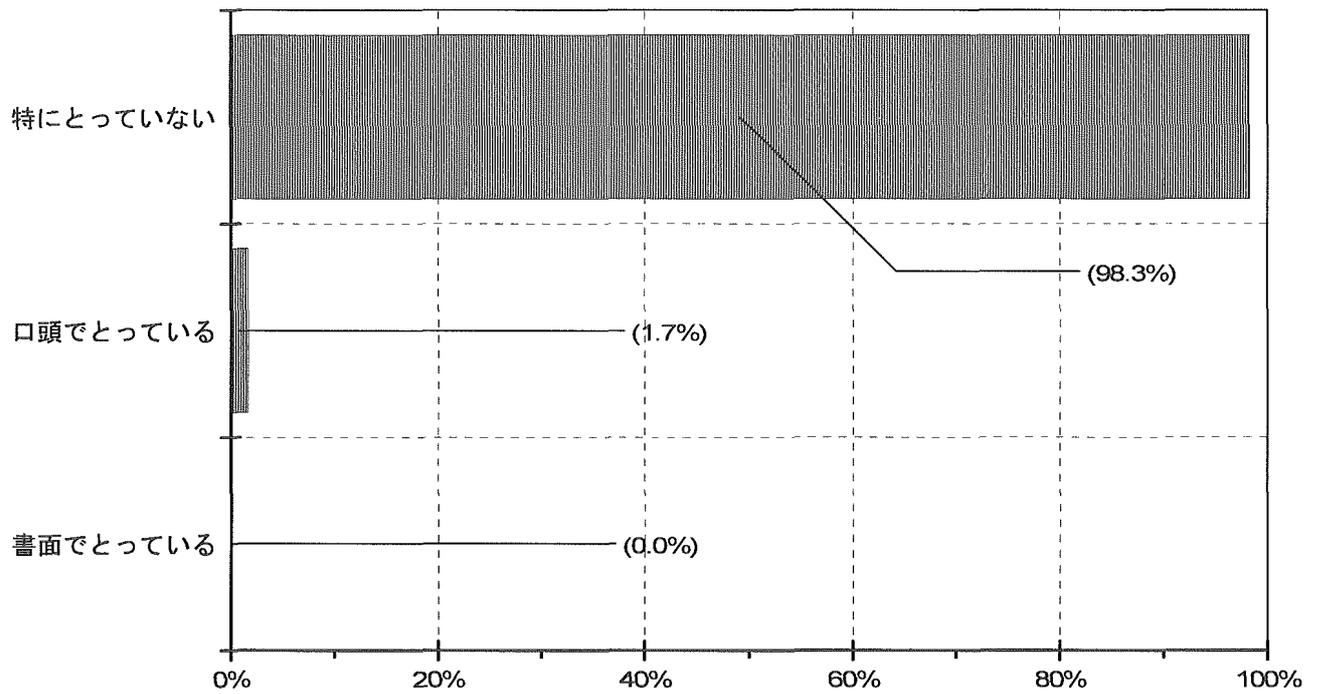
(問い 9-2(3))

診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用する際に、患者または患者の家族の同意を書面でとっている保険者は 0%、口頭で同意をとっている保険者は 2%、特段の同意を取っていない保険者は 98%であった。

表 7.9.7 診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用する際の患者または患者の家族の同意

有効回答	書面でとっている	口頭でとっている	特にとっていない
59	0	1	58
	(0.0%)	(1.7%)	(98.3%)

図 7.9.8 診療報酬明細書等の情報を学術研究のために利用する際の患者または患者の家族の同意



(8)行政機関に対する診療報酬明細書等の情報の提供（問い9-3）

行政機関に対して診療報酬明細書等の情報を法令に基づきまたは任意に提出したと回答した保険者は484で全体の36%であった。

その提供先の内訳をみると、「保健所など公的機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告」とした保険者が12%、「保健所や公的機関による統計調査」が19%、「警察からの問合せ」が20%、「医療監査や医療指導監視への対応」が54%、「裁判所からの問合せ」が9%であった。

また、その他として15%あったが、労働基準監督署に労災に関する情報提供する場合があげられた。

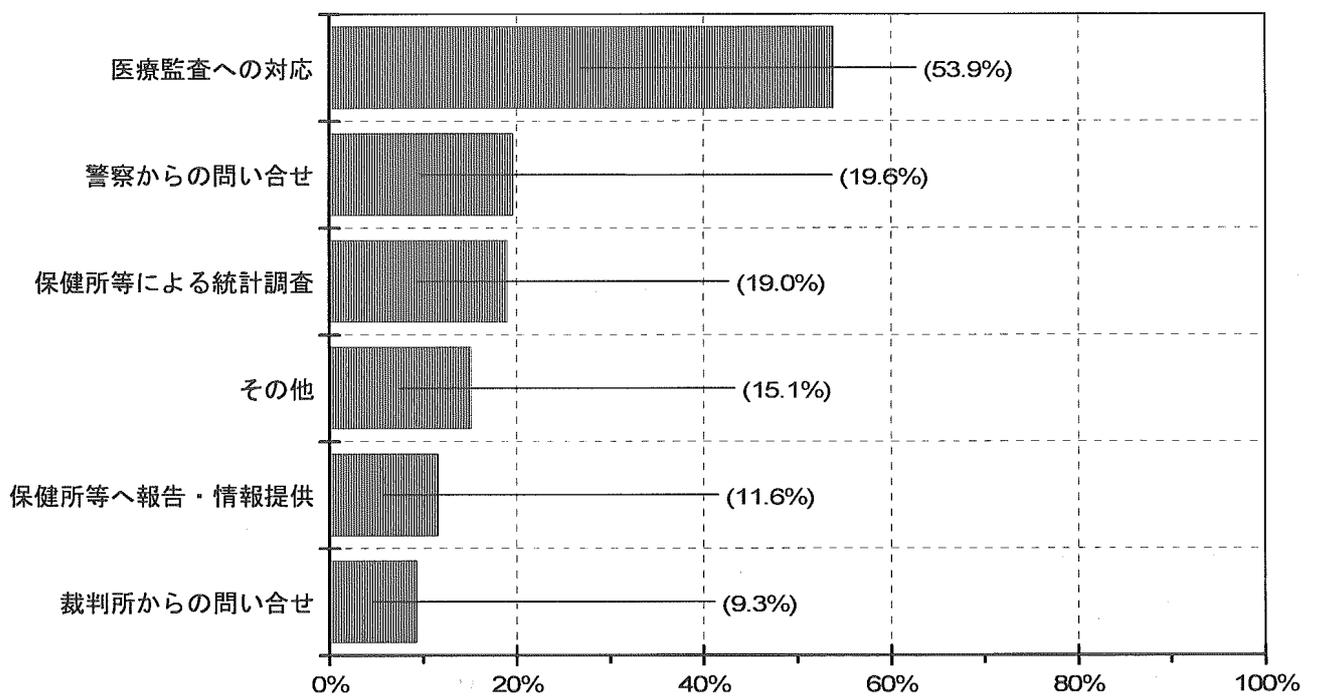
表 7.9.8 行政機関に対する診療報酬明細書等の情報の提供

(複数回答)

有効回答	保健所等へ 報告・情報提供	保健所等によ る統計調査	医療監査 への対応	警察からの 問い合わせ	裁判所から の問い合わせ	その他
484	56	92	261	95	45	73
	(11.6%)	(19.0%)	(53.9%)	(19.6%)	(9.3%)	(15.1%)

図 7.9.9 行政機関に対する診療報酬明細書等の情報の提供

(複数回答)



(その他に記入された内容)

「医療給付実態調査」健保連へ提出  
レセプト点検研修会  
過誤の多いケースの抽出に寄与することを目的として対応  
県へ、医療機関の監査資料として提供  
県庁への提出、国民健康保険法41条及び老人保健法21条の規定に基づく指導実施のため  
厚生労働省の調査  
高額医療交付金申請  
国の監査  
国保連合会  
今までありません  
公費負担医療の審査のため  
市町村へ医療費負担を変更するため  
社会保険事務所からの問い合わせ  
上部団体に対する交付金（高額医療費）申請時添付  
県への補助金交付申請  
損害賠償請求  
第三者行為による求償事務  
地方自治体からの要請による  
保健事業計画作成のための情報提供（内部）  
保険会社(交通事故で診療を受けた場合の請求書等に  
労働監督所からの問い合わせ（労災等による、診療内容の調査）

## 7. 10

(1) 患者本人や家族等に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書(問い 10-2、問い 11-2)

### ① 患者さん本人に対する診療報酬明細書等の開示

患者さん本人に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書(規則、ガイドライン等)を設置している保険者は 56%(単一健保で最も多く 71%、ついで総合健保 62%、市町村 49%、国保 39%)、厚生労働省局長通知等を準用している保険者は 20%であった。

一方、全く文書を用意していない保険者は 20%(市町村、国保で 26-28%、単一・総合健保で 6-8%)であった。

表 7.10.1 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書

有効回答	ある	厚生労働省局長通知等を準用	作成中	ない	その他
1440	811	294	38	286	11
	(56.3%)	(20.4%)	(2.6%)	(19.9%)	(0.8%)

表 7.10.2 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書(保険者の種類別)

	ある	厚生労働省局長通知等を準用	作成中	ない	その他
健康保険組合 (単一健保)	317 (70.9%)	90 (20.1%)	13 (2.9%)	26 (5.8%)	1 (0.2%)
健康保険組合 (総合健保)	47 (61.8%)	22 (28.9%)	0 (0.0%)	6 (7.9%)	1 (1.3%)
市町村	424 (49.3%)	166 (19.3%)	21 (2.4%)	240 (27.9%)	9 (1.0%)
国民健康 保険組合	21 (38.9%)	15 (27.8%)	4 (7.4%)	14 (25.9%)	0 (0.0%)
その他	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

図 7.10.1 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書

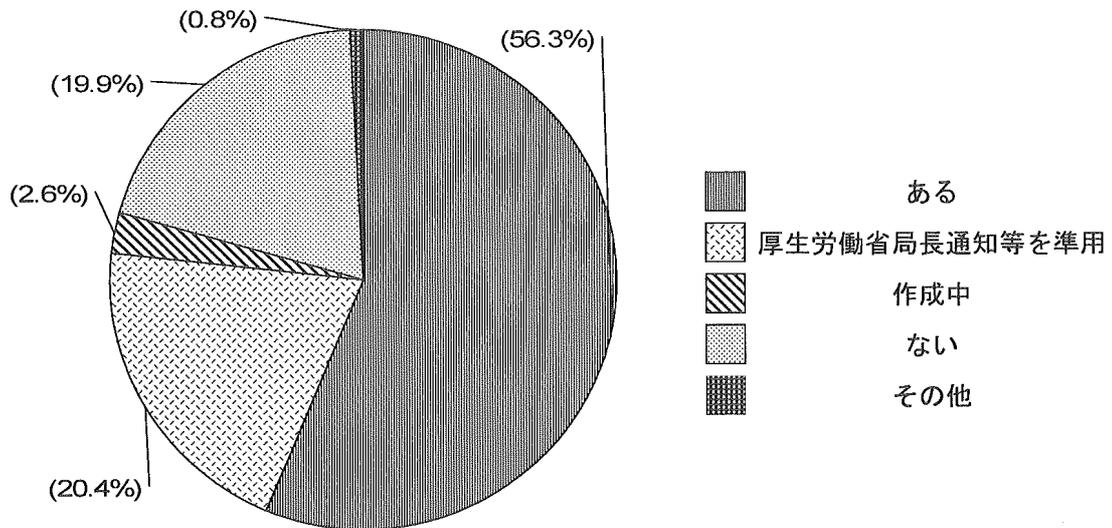
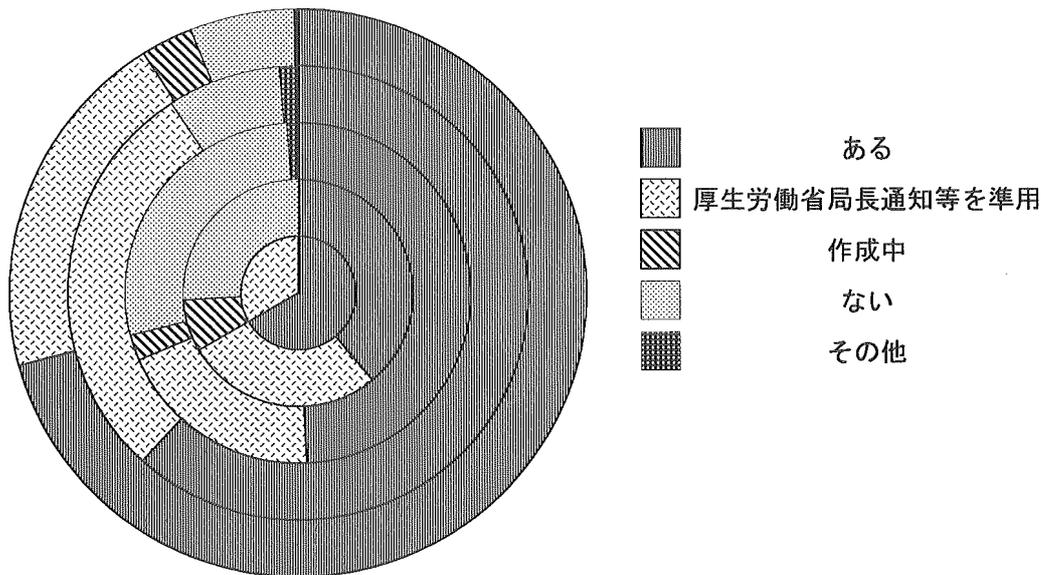


図 7.10.2 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書(保険者の種類別)



外周より、単一健保、総合健保、市町村、国民健保、その他の順序

(その他に記入された内容)

個人情報保護条例

情報公開・個人情報保護制度の手引き

情報公開の規程に基づく

## ②患者さんの家族・親族または患者さんの世話をしている人に対する診療報酬明細書等の開示

患者さんの家族・親族または患者さんの世話をしている人に対する診療報酬明細書等々の開示について規定した文書(規則、ガイドライン等)を設置している保険者は53%(単一・総合健保で71-73%、市町村、国保で38-41%)、厚生労働省局長通知を準用している保険者は16%であった。

一方、全く文書を用意していない保険者は28%(市町村で39%、国保で31%、単一・総合健保で9-10%)であった。

表 7.10.3 患者の家族等に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書

有効回答	ある	ない	作成中	厚生労働省局長通知等を準用	その他
1310	693	366	37	204	10
	(52.9%)	(27.9%)	(2.8%)	(15.6%)	(0.8%)

表 7.10.4 患者の家族等に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書(保険者の種類別)

	ある	ない	作成中	厚生労働省局長通知等を準用	その他
健康保険組合	309	43	12	58	2
(単一健保)	(72.9%)	(10.1%)	(2.8%)	(13.7%)	(0.5%)
健康保険組合	49	6	0	13	1
(総合健保)	(71.0%)	(8.7%)	(0.0%)	(18.8%)	(1.4%)
市町村	315	302	21	121	7
	(41.1%)	(39.4%)	(2.7%)	(15.8%)	(0.9%)
国民健康 保険組合	18	15	4	11	0
	(37.5%)	(31.3%)	(8.3%)	(22.9%)	(0.0%)
その他	2	0	0	1	0
	(66.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(33.3%)	(0.0%)

図 7.10.3 患者の家族等に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書

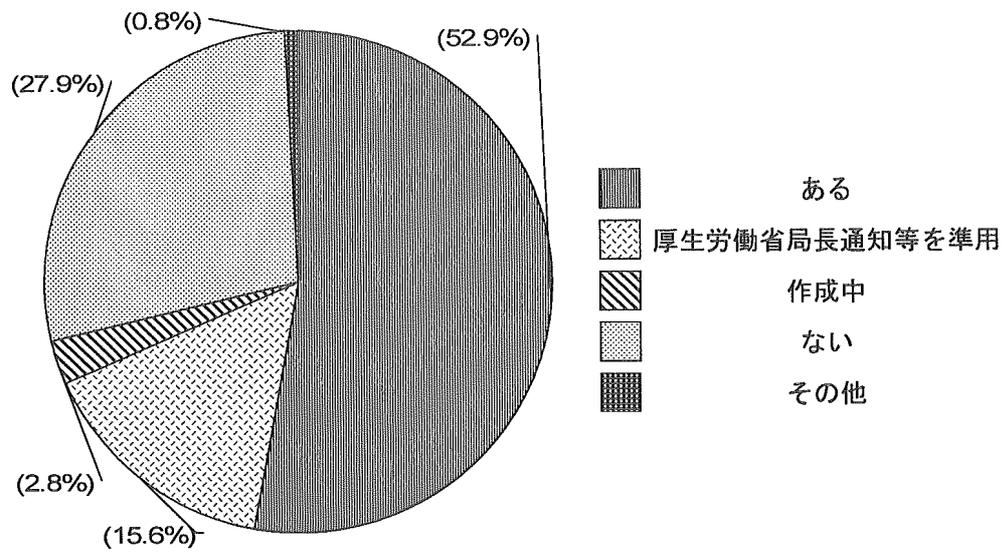
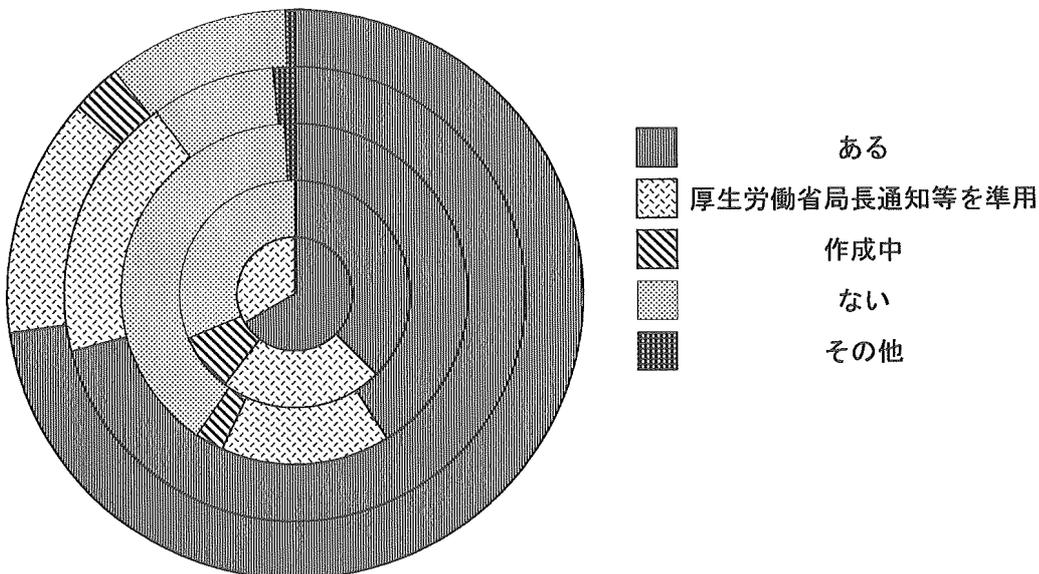


図 7.10.4 患者の家族等に対する診療報酬明細書等の開示について規定した文書(保険者の種類別)



外周より、単一健保、総合健保、市町村、国民健保、その他の順序

(その他に記入された内容)

患者本人の診療録等の開示について規定した文書と同様（遺族にのみ開示）

基本的に家族に対する開示について規定した文書はないが被保険者死亡の場合のみ。

規則により家族の請求は原則認められていない。

原則、本人及び法定代理人、弁護士

原則本人開示のため家族への開示は行っていません。

本人が死亡している場合の遺族のみ開示請求ができる。他の家族については規則はない

未成年者又は成年被後見人の法定代理人または遺族のみ

(2)患者本人や家族等に対する診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合

(問い 10-3(3)、問い 11-3(3))

①患者さん本人に対する診療報酬明細書等の開示拒否

患者さんから診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合の理由として、「医療機関からの反対があった場合」とした保険者が 74%、「患者の治療に悪影響を及ぼすと考えられる場合」とした保険者が 39%、「個々のケースを勘案し、組織的に判断した結果」とした保険者が 19%であった。

健保では 8 割程度が医療機関の意向を反映するとともに、4 割が患者の診療への影響を考慮しているのに対し、市町村・国保では 7 割弱が医療機関の意向を反映するとともに、4 割が患者の診療への影響を考慮していた。

「その他」の回答としては、レセプトの存在が確認できない場合や、一定の保存期間を過ぎたものに対応できない事例が示された。

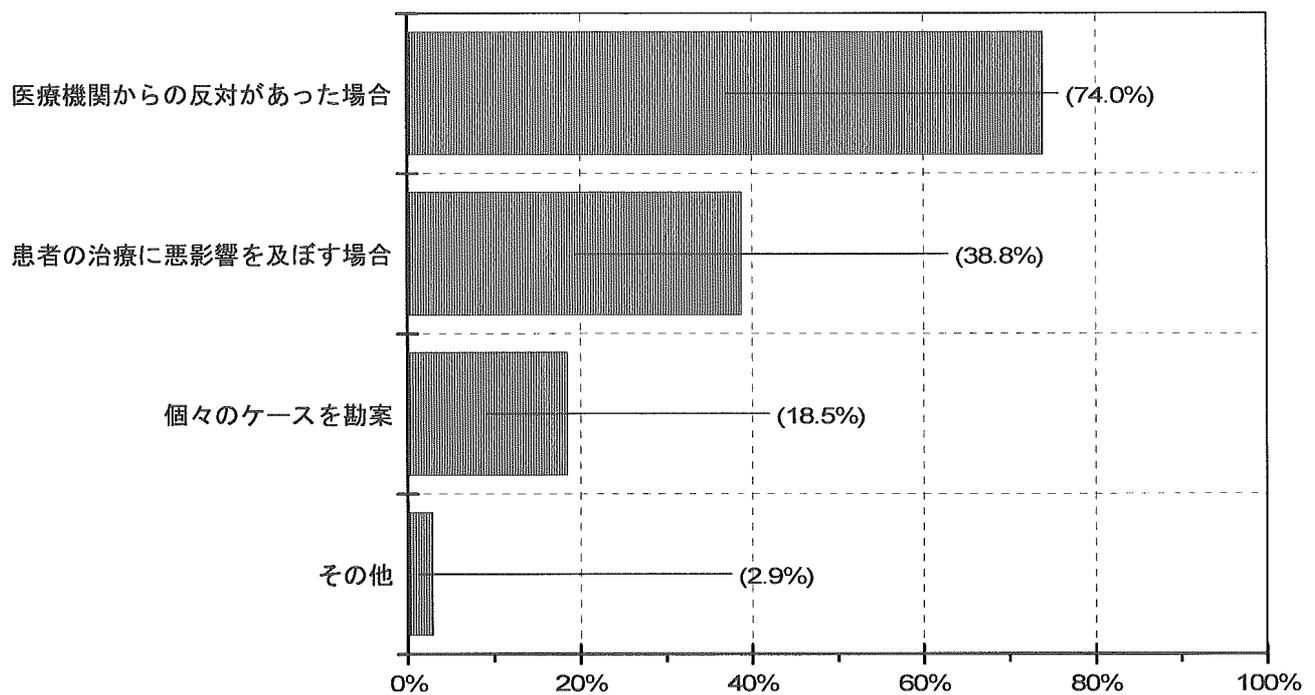
表 7.10.5 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合

有効回答	患者の治療に悪影響を及ぼす場合	医療機関からの反対があった場合	個々のケースを勘案	その他
747	290	553	138	22
	(38.8%)	(74.0%)	(18.5%)	(2.9%)

表 7.10.6 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合

	患者の治療に悪影響を及ぼす場合	医療機関からの反対があった場合	個々のケースを勘案	その他
健康保険組合 (単一健保)	96	229	66	5
	(33.2%)	(79.2%)	(22.8%)	(1.7%)
健康保険組合 (総合健保)	13	35	4	3
	(29.5%)	(79.5%)	(9.1%)	(6.8%)
市町村	173	273	64	11
	(44.1%)	(69.6%)	(16.3%)	(2.8%)
国民健康 保険組合	8	14	4	3
	(40.0%)	(70.0%)	(20.0%)	(15.0%)
その他	0	2	0	0
	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)

図 7.10.5 患者本人に対する診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合



(その他に記入された内容)

依頼された明細書等の存在が確認不可能の時

医療機関に照会し、開示することにより患者の治療に支障があると回答があった場合

医療機関に照会し回答がない場合

局長通知を準用

診療内容に係る照会

保存期間5年を経過したものは非開示

②患者さんの家族・親族または患者さんの世話をしている人に対する診療報酬明細書等の開示拒否

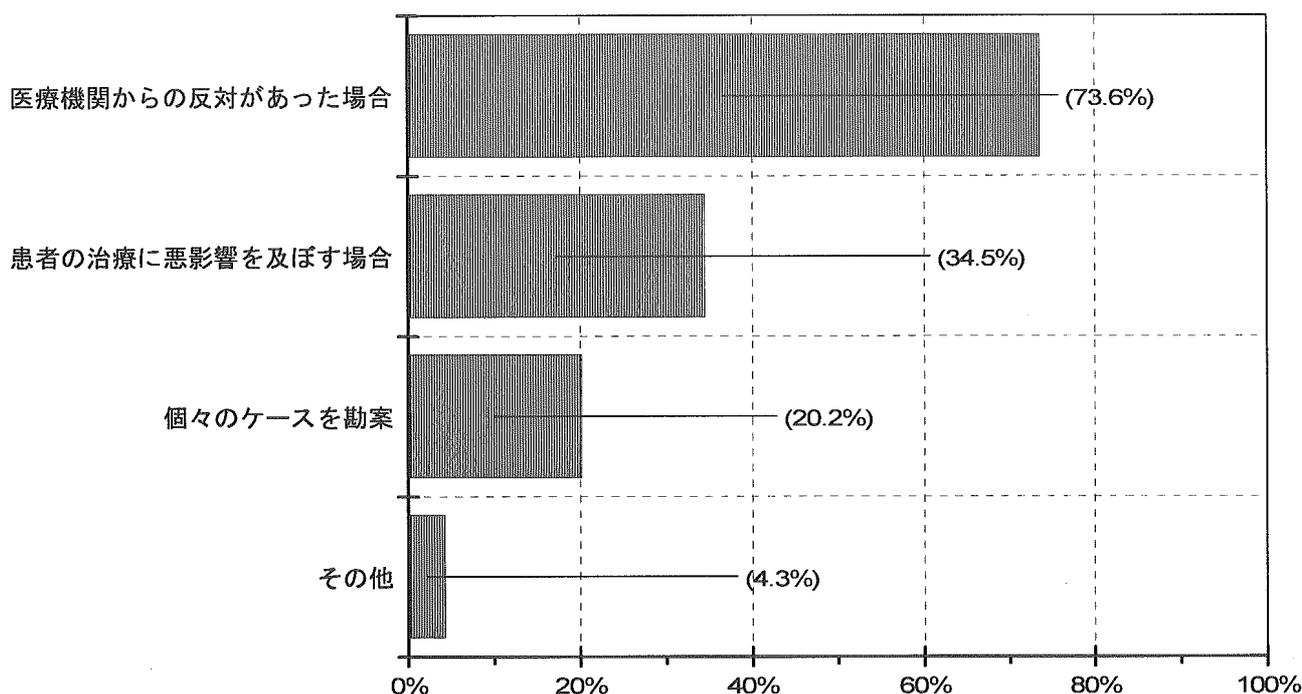
患者さんの家族・親族または患者さんの世話をしている人から診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合の理由として、「医療機関からの反対があった場合」とした保険者が74%、「患者の治療に悪影響を及ぼすと考えられる場合」とした保険者が35%、「個々のケースを勘案し、組織的に判断した結果」とした保険者が20%であった。

「その他」の回答では、患者さんが死亡した場合についての記載が多く、「特定の遺族に限定して開示」、「医療機関に照会した上で開示」、「本人以外への開示は不可」など、対応は保険者によって大きく異なっていた。

表 7.10.7 患者の家族等に対する診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合

有効回答	患者の治療に悪影響を及ぼす場合	医療機関からの反対があった場合	個々のケースを勘案	その他
629	217	463	127	27
	(34.5%)	(73.6%)	(20.2%)	(4.3%)

図 7.10.6 患者の家族等に対する診療報酬明細書等の開示請求を拒否する場合



(その他に記入された内容)

遺族からの請求について拒否することは原則的にない。

遺族のうち父母、配偶者又は子以外

何らかの理由により当該診療報酬明細書の存在がわからない場合

拒否したケースはありません

原則、本人の請求に対してのみ対応する。

原則家族からの開示要求には応じている(開示規程で対象外としている)

被保険者の方が死亡している場合、全面開示

保管期間が過ぎレセプトがない場合。

法定代理人でない場合

本人が死亡等の場合は医療機関に連絡しても良いか否かを事前に家族に確認することになっている